平成２７年（フ）第２４号
鹿児島県姶良市加治木町木田4959番地１
債務者　上枝　照美
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
鹿児島県霧島市国分広瀬２丁目10番２―507号　大野原団地
債務者　寒水　京子（旧姓倉永）
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
鹿児島県姶良市蒲生町上久**徳**350番地１
債務者　小谷　富子
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
鹿児島県姶良市加治木町木田1605番地　さつきアパート10号
債務者　小園　友和
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３２号
鹿児島県霧島市国分福島２丁目35番25号　アップルハイツ203号
債務者　成尾　里砂
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
鹿児島県姶良市下名916番地１
債務者　米川　雅彦
１　決定年月日時　平成27年５月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月27日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第３７号
茨城県北茨城市関本町関本中７番地４　関本県営アパート２棟203号
債務者　大田　正利
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３８号
茨城県日立市水木町２丁目43番21号
債務者　渡邉　祐美
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第３７号
長崎県佐世保市相浦町1094番地２
債務者　野崎　尚美
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
広島県福山市春日町６丁目22番11号
債務者　田中　健太
１　決定年月日時　平成27年５月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１８５号
千葉県野田市春日町23番地の１　逆井マンション102
債務者　清原　信芳
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３号
愛知県小牧市東新町172番地　サンネーブル１―Ｂ号
債務者　**吉**田　政義
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２４９号
愛知県春日井市味美白山町１丁目13番地６　セレブレイション２Ａ号
債務者　山崎　　将
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２６８号
愛知県春日井市熊野町629番地48
債務者　金井　正紀
１　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４２７号
名古屋市中川区尾頭橋２丁目８番19号　ビビアン尾頭橋２Ｂ号
債務者　早川　忠史
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２２５号
福岡県中間市扇ヶ浦４丁目４番21号　メゾン扇ヶ浦202号
債務者　宮本　博美（旧姓三村）
１　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４０号
山口市仁保中郷2896番地１、前住所山口市黒川2318番地10
債務者　藤井　紀学
１　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係